

算定方式変更後の国民健康保険料について

1 国民健康保険料の算定方式の変更とその影響について

国民健康保険料は、加入者数に基づく「均等割額」と、加入者の所得に応じた「所得割額」の合算額で構成されます。このうち「所得割額」について、政令改正に伴い今年度より「市民税方式」から「所得比例方式」に変更しました。

このことによって保険料負担が増加する世帯が生じるため、次の3つの対策を講じました。

[1 対策]

	内容
対策1 賦課割合の変更 (継続実施)	「所得割総額」と「均等割総額」の賦課割合を変更し、低所得世帯に移動する負担を全体的に調整しました。 《 (所) 50% : (均) 50% → (所) 60% : (均) 40% 》
対策2 経過措置の実施 (25・26年度)	保険料負担が急激に増加する世帯について、段階的に移行するため、所得控除が大きい世帯等を対象として経過措置を実施しました。 《基準総所得金額を次の割合で減額 25年度70%・26年度40%》
対策3 市費の繰入	「他の加入者負担増」等を抑制するため、市費を繰入れました。《16.5億円》

[2 平成 25 年度保険料の状況 (平成 24 年度保険料額との比較)]

- ・所得割額を負担する被保険者の約 25%が経過措置対象となりました。
- ・約 6 割の世帯で保険料が減少しました。

対象世帯	世帯数	保険料の増減	
25年度と24年度に加入していた世帯 (25年度加入世帯)	492,747 (567,322)	減少した世帯	58.0%
		増加した世帯	39.9%
		変わらない世帯	2.1%

対策の効果	
賦課割合の変更	《均等割額》 一人あたり▲9,030円
経過措置の実施	《経過措置対象者》 平均▲約31,000円

[3 算定条件が大きく変わらない世帯での比較]

保険料額の比較が可能な 492,747 世帯のうち、加入者数が同じである、所得金額が概ね同じ額であるなど、平成 25 年度と 24 年度で算定条件が大きく変わらないと考えられる世帯を抽出して、保険料額の増減を比較しました。(対象世帯数：約 125,000 世帯) (※)

※ 抽出条件の設定に限界があり、実際には算定条件の差があるにも関わらず、対象世帯の中に含まれている場合があるため、概数を表記しています。

	減少した世帯	増加した世帯	変わらない世帯	合計
合計	72,000世帯	50,000世帯	3,000世帯	125,000世帯
	58%	40%	2%	100%

〔 4 大幅に保険料が増加した事例と特徴 〕

(1) 4つの事例と特徴について

保険料が増加した世帯の中には、増額幅が大きい世帯も含まれることから、このような世帯の状況確認を進めたところ、次のような4つの事例に分類されることがわかりました。

主な事例	件数(※)	特 徴
① 24年度の所得控除額が、25年度に大きく減少した世帯	61件 (24%)	・算定方式変更に関わらず保険料が増加する世帯
② 所得額に比して、所得控除額が大きい世帯	95件 (38%)	・既に経過措置の対象世帯で、一定の軽減がされている。 ・更なる経過措置には、他の加入者の負担増が必要
③ 税額控除が大きい世帯 例・住宅ローン控除 ・寄付金控除 ・配当控除 ・株式等譲渡所得割控除	44件 (18%)	・税負担能力に関わらず、政策的な減税を講じるための控除もある。 ・対象世帯の把握が困難 ・本市と同様の経過措置を講じた他市町村でも対応していない。 ・措置を講じると、税制改正の影響を受ける。
④ 24年度に扶養調整控除があった世帯	70件 (28%)	・扶養調整控除は、税制改正の影響を回避するため、24年度限りの措置として条例で規定したもの。 ・子どもが多いほど、保険料負担増

※ 保険料が大幅に増加した世帯のうち、250世帯を抽出して事例を調査。事例が2つ以上該当する場合は、それぞれを1件として計算。

また、抽出条件の設定に限界があり、実際には算定条件の差があるにも関わらず、対象世帯の中に含まれている世帯が、29件（約11%）

(2) その他の特徴について

事例③「税額控除が大きい世帯」の44件のうち、住宅ローン控除がある世帯は、34件あり、この世帯では、事例④「24年度に扶養調整控除があった世帯」にも、22件が該当しています。

2 子ども加入世帯の状況

(1) 子ども加入世帯の保険料状況

24年度と25年度の保険料増減状況を確認すると、全体に比して、24年度に扶養調整控除を受けていた世帯のうち、25年度も子どもがいる世帯では、保険料が増加した世帯の割合が多くなっています。(表①、表②)(※1)

表① 24年度と算定条件の変わらない世帯
約125,000世帯(再掲)

	世帯数	割合
減少した世帯	72,000	58%
増加した世帯	50,000	40%
変わらない世帯	3,000	2%
合計	125,000	100%

※1 単位は世帯。すべて概数

表② 表①世帯のうち、子ども加入世帯
約5,800世帯※2

	世帯数	割合
減少した世帯	150	3%
増加した世帯	4,750	82%
変わらない世帯	900	15%
合計	5,800	100%

※2 均等割額のみの子世帯を除く

(2) 子ども加入世帯の所得分布

また、保険料が増加した世帯の所得分布を確認すると、200万円以上400万円未満の割合が多くなっています。(表③)

表③ 表②で「増加した世帯」の所得分布(概数)

	所得金額				合計
	0円以上	200万円以上	400万円以上	500万円以上	
世帯数	600	2,800	750	600	4,750
割合	10%	48%	13%	11%	82%(※3)

※3 その他、減少世帯 150(3%)、変わらない世帯 900世帯(15%)

(3) 国民健康保険料の状況

国民健康保険では、加入者一人ひとりに均等割額がかかるため、同じ所得でも世帯の所属人数が多いほど、保険料が高くなる傾向があります(図1参照)。特に、収入のない子どもがいる世帯は、所得が同じ他の世帯と比べ、保険料負担が大きくなっています。

